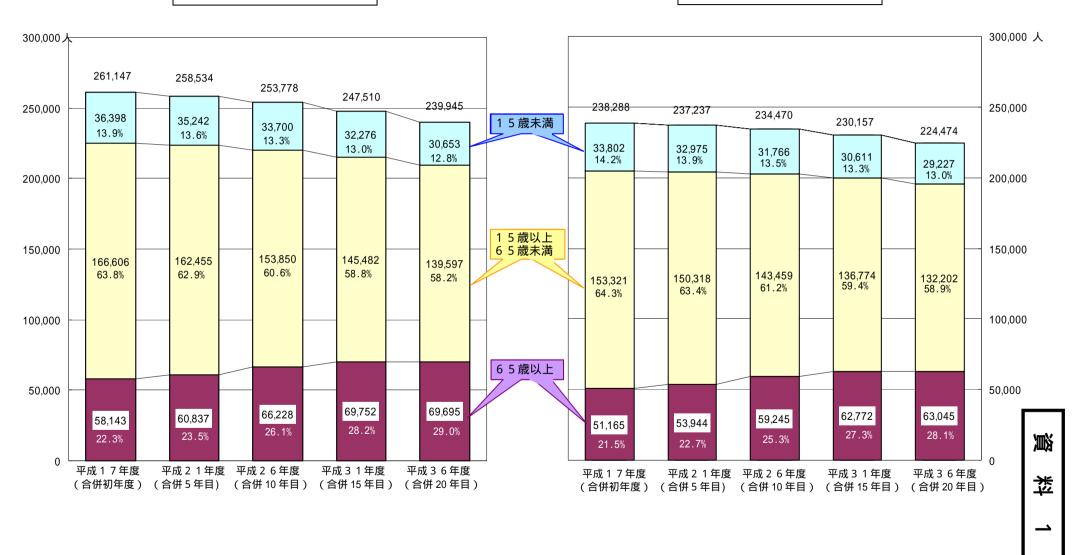
報告 栃尾市離脱に伴う影響について

- ・資料1 将来推計人口について
- ・資料2 財政試算について
- ・資料3 各種事務事業の取扱いについて

・将来推計人口について



6 市町村の場合

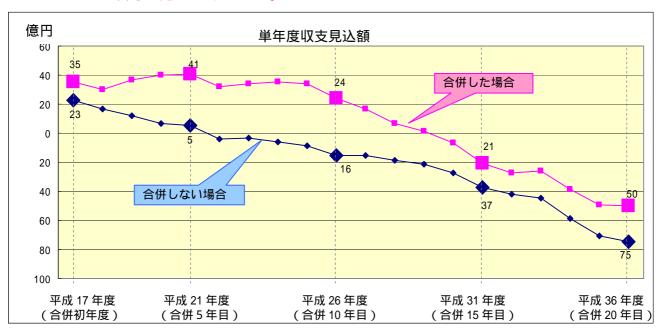


6 市町村の場合 資料 2

(3) 行財政基盤の強化が求められています・・・深刻な国と地方の財政状況

国と地方を合わせた長期債務残高(借金)は、約700兆円にもなり、財政は極めて厳しい状況にあります。また今後公債費(借金の返済)も増えてさらに厳しさが増すため、安定した財政運営をめざして行財政基盤を強化していくことが求められています。

財政試算を行って、6市町村が合併しない場合と合併した場合の 20年間を比べてみました。



合併しない場合は・・・

6 市町村収支見込額の合計

(単位:億円)

区分	平成 17 年度(初年度)	平成 21 年度(5 年目)	平成 26 年度(10 年目)	平成 31 年度(15 年目)	平成 36 年度(20 年目)
単年度収支	23	5	16	37	75
当該年度まで の収支累計	23	64	26	93	383

市町村税や地方交付税が減少していく中で、地方交付税を補うための借入金の返済金が増加することなどにより、収支は、単年度では平成 22 年度から、累計では平成 28 年度から赤字となり、むずかしい財政運営を迫られることとなります。

合併した場合は・・・

新市の収支見込額(平成19年4月1日付けで特例市に移行と想定)

(単位:億円)

区分	平成 17 年度(初年度)	平成 21 年度(5 年目)	平成 26 年度(10 年目)	平成 31 年度(15 年目)	平成 36 年度(20 年目)
単年度収支	35	41	24	21	50
当該年度まで の収支累計	35	183	343	340	149

合併に伴う財政支援による地方交付税の増や合併特例債の発行、また人件費等の経費削減により、収支は好転しますが、平成 30 年度(合併 14 年目)から単年度で赤字となります。 累計では合併後 20 年間は黒字が確保されます。

国や県の主な財政支援

合併直後の臨時的経費に対する地方交付税や補助金 合併後のまちづくり事業のための借入(合併特例債) (元利償還分の70%が普通交付税で措置されます) 10年間で100億円

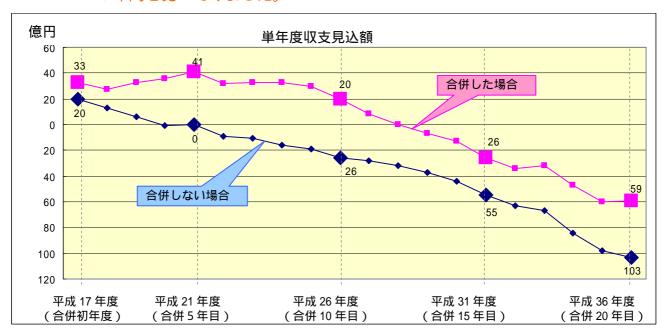
10年間で最大約486億円

7市町村の場合

(3) 行財政基盤の強化が求められています・・・深刻な国と地方の財政状況

国と地方を合わせた長期債務残高(借金)は、約700兆円にもなり、財政は極めて厳しい状況にあります。また今後公債費(借金の返済)も増えてさらに厳しさが増すため、安定した財政運営をめざして行財政基盤を強化していくことが求められています。

財政試算を行って、7市町村が合併しない場合と合併した場合の20年間を比べてみました。



合併しない場合は・・・

7市町村収支見込額の合計

(単位:億円)

区分	平成 17 年度(初年度)	平成 21 年度(5 年目)	平成 26 年度(10 年目)	平成 31 年度(15 年目)	平成 36 年度(20 年目)
単年度収支	20	0	26	55	103
当該年度まで の収支累計	20	37	45	242	656

市町村税や地方交付税が減少していく中で、地方交付税を補うための借入金の返済金が増加することなどにより、収支は、単年度では平成 20 年度から(平成 21 年度は一時的に黒字) 累計では平成 25 年度から赤字となり、むずかしい財政運営を迫られることとなります。

合併した場合は・・・

新市の収支見込額(平成19年4月1日付けで特例市に移行と想定)

(単位:億円)

区分	平成 17 年度(初年度)	平成 21 年度(5年目)	平成 26 年度(10 年目)	平成 31 年度(15 年目)	平成 36 年度(20 年目)
単年度収支	33	41	20	26	59
当該年度まで の収支累計	33	170	318	281	50

合併に伴う財政支援による地方交付税の増や合併特例債の発行、また人件費等の経費削減により、収支は好転しますが、平成 28 年度(合併 12 年目)から単年度で赤字となります。 累計では合併後 20 年間は黒字が確保されます。

国や県の主な財政支援

合併直後の臨時的経費に対する地方交付税や補助金 合併後のまちづくり事業のための借入(合併特例債) (元利償還分の70%が普通交付税で措置されます)

- 10年間で96億円
- 10年間で最大約572億円

・各種事務事業の取扱いについて

栃尾市離脱に伴う各種事務事業の取扱いへの影響

(1) 住民生活に関わりのある行政サービス

行政サービスは全体として向上するという結果に変更はありません。これは、長岡市の制度を基本に調整を 行ってきたものが多いためです。

(2) 主な行政サービスの調整方針

栃尾市離脱に伴い、ガス料金の調整方針を変更します。

項目名 これまでの調整方針		調整方針(変更)		
ガス料金		現行どおり 公営ガスは越路町だけになり、料金等の調整が不要 になります。ただし、中之島町の一部は見附市の供給区域のため、 供給体制も含め検討する必要があります。		